

# 社会福祉法人西根会 役員等報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人西根会の役員等の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員

(定義等)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者とする。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の総額)

第4条 社会福祉法人西根会定款(平成3年3月20日)第21条に規定する報酬の総額は、2,000,000円とする。

(理事長の報酬)

第5条 理事長の報酬の月額は、下表のとおりとする。

勤務回数	報酬月額
月に1回勤務	15,000円
月に2回勤務	30,000円
月に3回以上勤務	50,000円

2 理事長が当法人の理事会、評議員会等の会議に出席したときの日当は支給しない。

(理事会、評議員会等の出席報酬等)

第6条 理事、監事及び評議員が当法人の会議に出席したときは、出席報酬として日額7,000円を支給する。ただし、監事が決算監査及び臨時の監査に従事したときは日額10,000円を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している常勤役員については、本基準に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 理事長の報酬については、翌月10日までに口座振り込みにより支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、職員給与規程の給与の支給の方法に準ずる。
- (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等は、会議等に出席した都度、通貨により支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第9条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(出張旅費)

第10条 理事長、理事、監事及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、日当として5,000円を支給する。

2 前項の規定により支給する日当以外の旅費の額は、社会福祉法人西根会職員旅費費用弁償規程による。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会において行う。

附 則

この基準は、平成29年6月23日より適用する。  
社会福祉法人西根会役員報酬及び費用弁償規程は廃止する。

附 則

この基準は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年6月22日から施行する。